毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和３年３月26日
金　曜　日

号　外(3)

目　　次

訓　　令
○富山県河川監理員規程の一部を改正する訓令　1

訓　　令

富山県河川監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和３年３月26日

富山県知事　新　田　八　朗

富山県訓令第８号

土木部河川課
土木センター
ダム管理事務所

富山県河川監理員規程の一部を改正する訓令

富山県河川監理員規程（昭和44年富山県訓令第５号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「河土　第　　号」を「第　　号」に改め、「記」を削り、「により」を「の規定により」に、「処せらたる」を「処せられる」に改め、「㊞」を削る。

様式第２号中「㊞」を削り、「下記」を「次」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和３年４月１日から施行する。ただし、様式第１号及び様式第２号の改正規定（「㊞」を削る部分を除く。）は、公表の日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の富山県河川監理員規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（河 川 課）

令和３年３月26日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番